

## 巻頭言

### オープンイノベーション時代の技術法務

弁護士法人内田・鯉島法律事務所 弁護士  
鯉島 正洋



2020年頃からオープンイノベーション政策に携わってきた。先駆けとなったのが「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書事業」（経済産業省、特許庁）である<sup>1</sup>。このプロジェクトのアウトプットは、様々なビジネスシーンを前提にした NDA・PoC契約・共同開発契約といった技術開発系の契約書のひな形（モデル契約書）を世に提供することであったが、それ以前の問題として、抵抗が強かった事業会社（「大企業」を意味する行政用語）に対して、オープンイノベーションへの取り組みに対するモチベーションを与えることが本質だった。

2020年当時、事業会社の知財や技術開発担当者にオープンイノベーションの意義についてヒアリングすると、「あれは大学やスタートアップの振興策ですよ」「われわれ事業会社はお国のご意向に従って協力させていただいている

だけで…」というような当事者意識を欠く反応が典型的であった。オープンイノベーションは大学・スタートアップのための政策でもあるが、事業会社のための政策でもある、という主張を普及させることが当委員会の重要なミッションであった。

「イノベーションによる新市場創出を続けることが、企業の存続条件である」

ビジネスを行っている者であれば、この命題を否定することはできないだろう。そして、この命題が正しいとしたら、スタートアップであろうと事業会社であろうと「イノベーションによる新市場創出」を行うことが企業が存続するための条件（サステナビリティ）ということになる。

ここで問題となるのがイノベーションの興し方である。かつての日本の事業会社は、中央研究所でイノベーションを支える技術（イノベーションネタ）を生み出し、それを独力で社会実装する「自律型イノベーション」を行ってきた。しかし、中央研究所を閉鎖し、イノベティブな技術に対しても「前例」の存在を問うような風土となった事業会社において、イノベーションネタを生み出すことは可能なのだろうか。そして、それが可能であろうとなかろうと、「イノベーションによる新市場創出」を行わないとその企業は存続しないと、上記命題は述べている。

そうだとすると、イノベーションネタを自ら生み出せない企業にとって、サステナビリティを実現するための手段はただ1つである。他者の生み出したイノベーションネタを導入し、それをベースに新市場創出を行っていくこと、要するに「オープンイノベーション」そのものを実践するしかない。

「オープンイノベーションは、（自律型イノベーションができない）事業会社のサステナビリティを実現するための政策である」

2020年からの5年間は、事業会社に対してこの理を浸透させる時期であった。今では「オープンイノベーションに協力している」という当事者意識に欠ける発言をする事業会社の担当者は相当程度少なくなったように感じる。冒頭に紹介した「モデル契約書」は、オープンイノベーションに対して当事者意識を持ち始めた者に対するバイブルである。つまり、「オープンイノベーションの政策的意義は理解したよ。でも、どういう落としどころでスタートアップと交渉すればいいの？」という次ステップに対する解を与えるものである。

2022年、当委員会はオープンイノベーションを実行する上で尊重されるべき最上位の理念を打ち立てた。

「スタートアップと事業会社との連携を通じ、生み出される事業価値の総和を最大化すること」

「皆さん、オープンイノベーションをやりましょう。事業価値をどんどん生み出しましょう！」という単純なプロパガンダではない。スタートアップと事業会社の「事業価値の総和を最大化」というのであるから、スタートアップ単体の事業価値の最大化、もしくは、事業会社単体の事業価値の最大化のいずれを目指すものでもない。言葉を換えて言うと、オープンイノベーションの本質は、個々の当事者であるスタートアップ/事業会社それぞれに一定の妥協を強いるものである。ただ、その妥協が優越的地位の濫用の結果としてもたらされるなどの不当なものだったり、社会的な価値を創り出さないものであってはならず、あくまでも、「事業価値の総和」を最大化させるための妥協でなければならない、ということを理念とした。

これが日本流オープンイノベーションの神髄とも言える考え方である。

オープンイノベーションとは事業価値の総和の最大化に向けた他者との共創プロセスである。従い、これを実行しようとするのであれば自分が作り出した価値の保全（知財化）と、この知財を活用した事業価値の最大化に向けたビジネスモデルの構築とそれを実現するための連携の在り方（ビジネス・契約・法務）を融合させた実務が必要となる。筆者は長年にわたり、そのようなビジネス・知財・法務をボーダーレスに扱う実務を「技術法務」と名付けて実践してきた。オープンイノベーション時代になり、技術法務の考え方がようやく時宜到来に至ると感じている<sup>2</sup>。

鯉島 正洋（Masahiro Samejima） 弁護士法人内田・鯉島法律事務所 弁護士

東京工業大学金属工学科卒業。

エンジニア（電線材料の開発）、弁理士を経て1999年弁護士登録。

2004年弁護士法人内田・鯉島法律事務所を設立、現在に至る。

弁護士業務の傍ら、知財戦略や知財マネジメント、知財政策など、法的・知財的な視点で多方面に向けた発言を行う。2012年知財功労賞受賞。

著書：『技術法務のススメ 第2版』（日本加除出版、2022年）[共著] など。

2011年直木賞受賞作品『下町ロケット』（小学館、2010年）に登場する神谷弁護士のモデル。

1 「オープンイノベーションポータルサイト」（経済産業省/特許庁）  
<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

2 近著『オープンイノベーション時代の技術法務』（日本加除出版、2024年）では知財・契約・法務を融合させた実務とはいかにあるべきかということをも18のケーススタディに基づいて解説した。